令和８年度第５回金谷区地域協議会
次　第

日時：令和 8 年 8 月 12 日（水）午後 6 時 30 分～
会場：金谷地区公民館　集会室１・２

1　開会

2　報告事項

(1) 上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について

(2) 市民の消火栓使用について

3　自主的な審議

・金谷地区振興プラン（仮称）金谷山アソビバ計画親子三代で遊びつくせ！！
について

4　その他

5　閉会

【次回協議会　：9 月 9 日（水）午後 6 時 30 分～、金谷地区公民館】
【次々回協議会：10 月 14 日（水）午後 6 時 30 分～、金谷地区公民館】

資料１

上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について

見直し内容については、関係者との協議や地域協議会への説明等を踏まえ、一部変更となる場合があります。また、見直し内容は、12 月市議会での議決をもって確定となりますので、改めて市議会の議決後に確定した見直し内容をお知らせします。

Ⅰ　公の施設の適正管理の見直しの概要（案）

１　見直しの概要

- 利用実態や働き方改革に合わせ、開館時間や休館日、管理手法を見直す。
- 開館時間は、屋内施設は 9 時～21 時、屋外施設は日の出から日没までを基本
- 休館日は、最低でも週 1 日を基本
- 夜間などの稼働率が低い時間帯や冬期間等の閑散期は、休館を検討
- 施設職員等の常駐の必要性を検証し、予約制や鍵管理の導入により非常駐化を検討

２　見直しの内容

区分	全体施設数	金谷区
開館時間の短縮、適正な開館時間の設定	172	9
休館日の増加、適正な休館日の設定	186	10
予約制の導入（利用予約のないときは閉館）	63	0
適正な管理形態（職員常駐から鍵管理等）	90	2
上記のいずれかの取組を実施	220/223	11/11

○カテゴリー別の見直し例

区分	現行	見直し案
一般体育館	9 時～21 時 月 1 日及び年末年始休館	10 時～22 時（猛暑対策） 17 時～22 時予約制 週 1 日及び年末年始休館
公民館	8 時 30 分～22 時 年末年始休館 合併前上越市：平日 16 時以降・土日祝日鍵管理	9 時～21 時 週 1 日又は月 2 日、年末年始休館 合併前上越市：平日 16 時以降・土日祝日鍵管理 13 区：16 時以降鍵管理

○施設見直し例①…上越文化会館（基幹的総合施設）※指定管理更新前までは従前の運用

区分	現行	見直し案
開館時間	9 時～22 時	9 時～21 時
休館日	第 1・3 月曜日、年末年始	月曜日、年末年始

○施設見直し例②…直江津学びの交流館（学習施設）

区分	現行	見直し案
開館時間	8 時 30 分～22 時	9 時～21 時
休館日	第 3 木曜日、年末年始	水曜日、第 3 木曜日、年末年始

○施設見直し例③…ゑしんの里記念館（観光施設）

区分	現行	見直し案
開館時間	9 時～17 時	10 時～16 時
休館日	火曜日、年末年始	火曜日（12 月～2 月は週 2 日）、年末年始

Ⅱ　公の施設の使用料等の見直しの概要（案）

１　見直しの概要

- 激変緩和措置として、原則現行使用料等の 1.5 倍を上限。特に貸館施設やスポーツ施設等の基礎的サービス施設は 1.1 倍（1,000 円以上）～1.2 倍（1,000 円未満）
- 市内の同種同様の機能を有する施設で、価格差が大きい場合は平準化する。
- 使用料等を原則 100 円単位で設定。200 円以下については、100 円及び 150 円単位で設定。（使用料支払いや釣銭用意の負担軽減）

２　見直しの内容

改定内容と主な施設	全体 施設数	金谷区
A　基礎的サービス施設（現行使用料等の 1.1～1.2 倍） 市民プラザ、上越文化会館、雁木通りプラザ、福祉交流プラザ、各地区公民館、高田図書館、直江津学びの交流館 等	48	2
B　政策目的施設（現行使用料等の 1.5 倍） 正善寺工房、くびき食彩工房、坂口記念館、小川未明文学館	4	1
C　理論値＜現行使用料であるが改定 （100 円単位に四捨五入、現行使用料等の 1.1～1.2 倍） ゑしんの里記念館、高田城三重櫓、直江津屋台会館、 各地区集会施設、各ゲートボールハウス 等	43	2
D　政策目的施設（1.5 倍）だが 1.1～1.2 倍 上越人材ハイスクール、五智歴史の里会館、埋蔵文化財センター、上越清里星のふるさと館、高田城址公園オーレンプラザ	5	0
E　同種・類似施設の調整による改定（スポーツ施設） リージョンプラザ上越、ユートピアくびき、高田城址公園野球場、総合体育館、上越総合運動公園、オールシーズンプール 等 【例】小体育館：一律 1,200 円、大体育館：一律 1,600 円	53	0
F　理論値＞現行額だが 50 円・100 円単位調整のみ 日本スキー発祥記念館、小林古径記念美術館	2	1
G　見直しなし（施設の状況考慮等による） やぶの川辺公園、シェアハウス大町、各有料駐車場	7	0
合計	162	6
H　100 円単位の設定（100 円以上の使用料）：146 区分→940 区分 （100 円単位でない 97 区分のうち 150 円のものが 90 区分）		

３　改定幅が大きい施設等の改定例

「B　政策目的施設（1.5 倍）」の改定例

施設名	区分	改定前	改定後	増減額・率
坂口記念館	入館料（個人）	310 円	500 円	+190 円 （1.61 倍）
小川未明文学館	市民ギャラリー（1 時間）	930 円	1,400 円	+470 円 （1.51 倍）

正善寺工房	1室（1時間）	1,200円	1,800円	+600円 （1.5倍）

「E　同種・類似施設の調整による改定（スポーツ施設）」の改定例

施設名	区分	改定前	改定後	増減額・率
リージョンプラザ上越	市民プール個人 （小・中学生）	180円	300円	+120円 （1.67倍）
教育プラザ（体育館）	大体育館（1時間）	720円	1,200円 （+照明400円）	+480円 （1.67倍）
	小体育館（1時間）	510円	900円 （+照明300円）	+390円 （1.76倍）
上越勤労身体障害者体育館	体育館占用利用 （1時間）	510円	900円 （+照明300円）	+390円 （1.76倍）
	体育館共用利用 （1人2時間）	210円	400円	+190円 （1.9倍）
板倉北部スポーツセンター	アリーナ（1時間）	480円	900円 （+照明300円）	+420円 （1.88倍）
吉川体育館	アリーナ占用利用 （1時間）	620円	900円 （+照明300円）	+280円 （1.45倍）
	アリーナ共用利用 （1人2時間）	210円	400円	+190円 （1.9倍）

4　その他

・附属設備・備品の使用料の見直し：208区分中88区分を改定
　（備品及び物価高騰の影響が少ない附属設備は原則据え置き）
・市外在住者利用による使用料：2倍設定は143施設
・営利営業利用による使用料：3倍設定は147施設（2倍施設はなし）
・30分単位の利用による使用料設定導入施設：48施設（4つの施設カテゴリーで導入
　（地区集会施設、貸館・交流施設、生涯学習センター、公民館））

Ⅲ　今後のスケジュール

年月	適正配置	適正管理	使用料
R8.7～8	関係者と協議（施設利用者、施設管理者など）		
R8.9～10	地域協議会で後期計画案を説明	地域協議会で諮問・答申	必要に応じて地域協議会で報告
R8.12～	市議会で計画案を報告 パブリックコメント	市議会に条例改正議案を提案 議決及び条例公布後、利用者へ周知	
R9.2	市議会で後期計画を説明		
R9.4	後期計画の取組実施	適正管理の取組実施	使用料等の見直し

「上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案」一覧 【金谷区】

施設No.	施設名	該当する取組		施設所管課
		適正管理	使用料	
1	学校開放体育施設		○	教育総務課、スポーツ推進課
2	高田西ゲートボールハウス		○	高齢者支援課
3	高田西趣味の家	○		高齢者支援課
4	金谷山スーパーボブスレー	○		観光施設課
5	バイシクルモトクロス場	○		観光施設課
6	金谷山リフト	○		観光施設課
7	正善寺工房	○	○	農政課
8	中ノ俣地区多目的研修センター	○	○	農政課
9	金谷地区公民館	○	○	社会教育課
10	日本スキー発祥記念館	○	○	文化行政課　歴史博物館

施設No.1

「学校開放体育施設」使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

使用料について、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行の1.1～1.2倍とした金額に四捨五入して100円単位とした金額を改定後の使用料とします。

⑴　施設の使用料を次のように改定します。

区分		単位	使用料	
			改定後	現行
屋内運動場		1時間	600円	510円
プール（浦川原小学校、大島小学校）	一般	1施設	200円	160円
	中学生以下	1施設	100円	110円
照明設備使用料	高田西小学校屋外運動場	1時間	2,700円	2,450円
	直江津東中学校屋外運動場	1時間	2,700円	2,450円
	春日中学校屋外運動場	1時間	2,700円	2,450円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の200パーセントから300パーセントに改める。

施設No.2

「高田西ゲートボールハウス」使用料（案）の見直しについて

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

使用料について、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として暖房使用料のみ現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。

⑴　施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
ゲートボール場使用料	1 面 1 時間につき	400 円	410 円
暖房使用料		300 円	210 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

施設No.3

「高田西趣味の家」開館時間・休館日の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るものです。

2　見直し内容

開館時間・休館日について、これまで条例上の定めを設けず、講座の実施時間・開講日を基準に運用してきましたが、利用実態にあわせて開館時間・休館日を見直します。

⑴　施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前9時から午後4時	【条例】 なし 【実際の設定】 講座の実施時間

⑵　施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	日曜、祝日、12月29日から翌年1月3日	【条例】 なし 【実際の設定】 講座開講のない日（日曜、祝日、12月29日から翌年1月3日など）

施設No.4

「金谷山スーパーボブスレー」開館時間・休館日の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るものです。

2　見直し内容

近年は利用人数が減少している実態があることから、開館時間・休館日を現在の運用実態や需要を踏まえて見直します。

⑴　施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前9時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで	【条例】 午前9時30分から午後5時（6月15日から9月15日までにあっては、午後9時）まで 【実際の設定】 午前9時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで

⑵　施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	平日（夏休み期間は一部営業）	【条例】 月曜日（この日が国民の休日に当たる場合はその翌日） 【実際の設定】 平日（夏休み期間は一部営業）

施設No.5

「バイシクルモトクロス場」開館時間・休館日の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るものです。

2　見直し内容

近年利用人数が減少している実態があるため、開館時間・休館日を現在の運用実態や需要を踏まえて見直します。

⑴　施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前9時から午後5時（8月は午後6時30分）まで	【条例】 午前9時から午後6時30分（4月、5月、9月及び10月にあっては、午後5時）まで 【実際の設定】 午前9時から午後5時（8月は午後6時30分）まで

⑵　施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	平日（お盆期間は一部営業）	【条例】 月曜日 （この日が国民の休日に当たる場合はその翌日） 【実際の設定】 平日（お盆期間は一部営業）

施設No.6

「金谷山リフト」開館時間・休館日の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るものです。

2　見直し内容

近年は利用人数が減少している実態があることから、開館時間・休館日を現在の運用実態や需要を踏まえて見直します。

⑴　施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	【グリーンシーズン】 午前9時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで 【ホワイトシーズン】 午前9時から午後4時まで	【条例】 なし 【実際の設定】 夏季：午前9時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで 冬季：午前9時から午後4時まで

⑵　施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	【グリーンシーズン】 平日（夏休み期間は一部営業） 【ホワイトシーズン】 月曜日 （この日が国民の休日に当たる場合はその翌日） 【上記以外】 休館日	【条例】 なし 【実際の設定】 夏季：平日 冬季：無休

施設No.7

「正善寺工房」開館時間・休館日・使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

開館時間・休館日を利用実態や需要にあわせて見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.5 倍を目安に見直します。

⑴　施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日は、午前 9 時から午後 4 時まで）	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

⑵　施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	日曜日及び木曜日（休日の場合は、その翌日）、年末年始	月曜日及び木曜日（休日の場合は、その翌日）、年末年始

⑶　施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
加工体験施設	1 室 1 時間につき	1,800 円	1,200 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

施設No.8

「中ノ俣地区多目的研修センター」開館時間・休館日・使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料（利用料金の上限額）を改定するものです。

2　見直し内容

開館時間・休館日を利用実態や需要にあわせて見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。（100 円台には 150 円の単位を設定）

⑴　施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

⑵　施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	毎週 2 日（曜日未定）、年末年始	年末年始

⑶　施設の使用料（利用料金の上限額）を次のように改定します。

区分		単位	上限額	
			改定後	現行
調理実習室		1 時間につき	150 円	110 円
創作室			150 円	110 円
囲炉裏室			150 円	110 円
大会議室			300 円	280 円
	面積が 1/2		定額使用料の 50%	定額使用料の 50%
小会議室			150 円	110 円

使用料（利用料金の上限額）の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

施設No.9

「金谷地区公民館」開館時間・休館日・使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

開館時間・休館日は、「公共施設等総合管理計画」の適正管理の考え方に基づき、貸館の利用実態を踏まえ、利用の少ない時間帯や曜日にあわせて見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位にするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。（100 円台には 150 円の単位を設定）

⑴　施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

⑵　施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	第 1・第 3 月曜日、年末年始	年末年始

⑶　施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
集会室 1	1 室 1 時間につき	600 円	510 円
集会室 2		500 円	420 円
和室 1		200 円	170 円
和室 2		150 円	120 円
会議室		150 円	120 円
調理実習室		400 円	310 円

使用料の額が時間を単位として定められている場合は、使用の時間が 30 分を超え、1 時間以内のときは 1 時間とし、30 分以下のときは 1 時間の半額として計算する。

（例１）使用時間実績※が 45 分⇒使用料は 1 時間として計算

（例２）使用時間が 2 時間 30 分⇒使用料は 2 時間 30 分として計算

（例３）使用時間実績※が 2 時間 50 分⇒使用料は 3 時間として計算

※使用時間の申請・承認は 30 分単位

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

施設No.10

「日本スキー発祥記念館」開館時間・観覧料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

開館時間をこれまで条例ただし書きにより試行的に冬期間のみ短縮して運用してまいりましたが、利用実態や需要を踏まえて通年で運用するよう見直します。

観覧料は、市内の同種施設である歴史博物館に比べ展示数が少ないことなどを考慮し歴史博物館の一般個人観覧料の 50 円引きとして見直すほか、小学生・中学生・高校生観覧料は一般観覧料の半額程度とし、団体観覧料はそれぞれの観覧料から50 円引きとして見直します。

また、市内の小学生・中学生の観覧料は、歴史博物館や高田城三重櫓に合わせ無料とするよう見直します。

⑴　施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 10 時から午後 4 時まで	【条例】 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで 【実際の設定】 午前 9 時から午後 4 時 30 分 11 月から 3 月は午前 10 時から 午後 4 時まで

⑵　施設の使用料を次のように改定します。

区分			単位	使用料	
				改定後	現行
観覧料	個人	一般	1 人につき	450 円	460 円
		小・中学生、高校生		250 円	160 円
	団体（20 人以上）	一般		400 円	310 円
		小・中学生、高校生		200 円	100 円

※市内の小・中学生は無料とする。

公の施設白書

（令和6年度実績・金谷区抜粋版※）

※全体版は市ホームページでご確認ください

新潟県上越市
（財務部資産活用課）

1　はじめに（公の施設白書の公表の目的）

当市では、人口減少や経済の停滞など社会情勢が大きく変化し、公の施設に求められる市民のニーズも多様化していることから、公の施設の利用者は直近10年で29%減少し、使用料収入は13%減少しています。一方では、施設の老朽化による修繕の多発や物価高騰等により、維持管理経費は直近10年で18%増加しています。

また、全国的な社会問題として、昭和50年代以降に開設された施設の老朽化が進み、今後、一斉に大規模な修繕や更新を迎える中、多くの施設を維持していくことは極めて困難な状況であり、当市も例外ではありません。

このため、将来的にも市民の皆さんが真に必要とする施設や機能を安定的・継続的に提供するためには、施設の機能集約や休廃止は避けられない状況であり、次世代の負担の軽減を考慮すると、一刻も早く検討を進める必要があります。

本施設白書は、当市の公の施設に関する理解を深め、建設的な議論を進めていくために、その基礎資料となる施設の現状を取りまとめ、公表するものです。

2　公の施設の現状（全体）

上越市 JOETSU CITY

【公共施設等を取り巻く現状と課題　…　利用実態】

- 人口減少等に伴い、施設の利用者数は約28.7%減少している（この間の当市の人口は、H27年1月末200,032人⇒R7年1月末180,207人と約10%減少）。
- 利用者数の減少等に伴い、使用料収入も約5.0億円減と大幅に減少している。

【参考①】R6年度の使用料＋利用料金…4,367,208千円（H26年度比▲830,942千円（▲16.0%））
【参考②】R6年度の受益者負担割合（近似値）…34.4%（H26年度比▲14.4ポイント）

- 物価高騰や労務費の上昇等により、修繕料及び工事請負費を除く維持管理経費は約19億円増と約18.0%増額している。
- 公費投入額が約4.7億円減と大幅に減少しているが、これは、大規模改修等に係る有利な起債等（公共施設等適正管理推進事業債）の創設等が要因と考えられる。

	H26年度	R6年度	増減
①利用者数（人）	6,238,217	4,445,144	▲1,793,073（▲28.7%）
②収入（千円）	4,935,791	6,350,865	1,415,074
③②のうち使用料（千円）	3,775,084	3,271,368	▲503,716（▲13.3%）
④支出（千円）	13,913,383	14,861,395	948,012
⑤④のうち修繕料・工事請負費を除く維持管理経費	10,650,474	12,565,569	1,915,095（18.0%増）
⑥公費投入額（千円）【④－②】	8,977,592	8,510,530	▲469,769

※R6年度時点で存在する公の施設のうち、H27年度以降に新設した施設等を除く588施設を基に比較

3　公の施設の現状

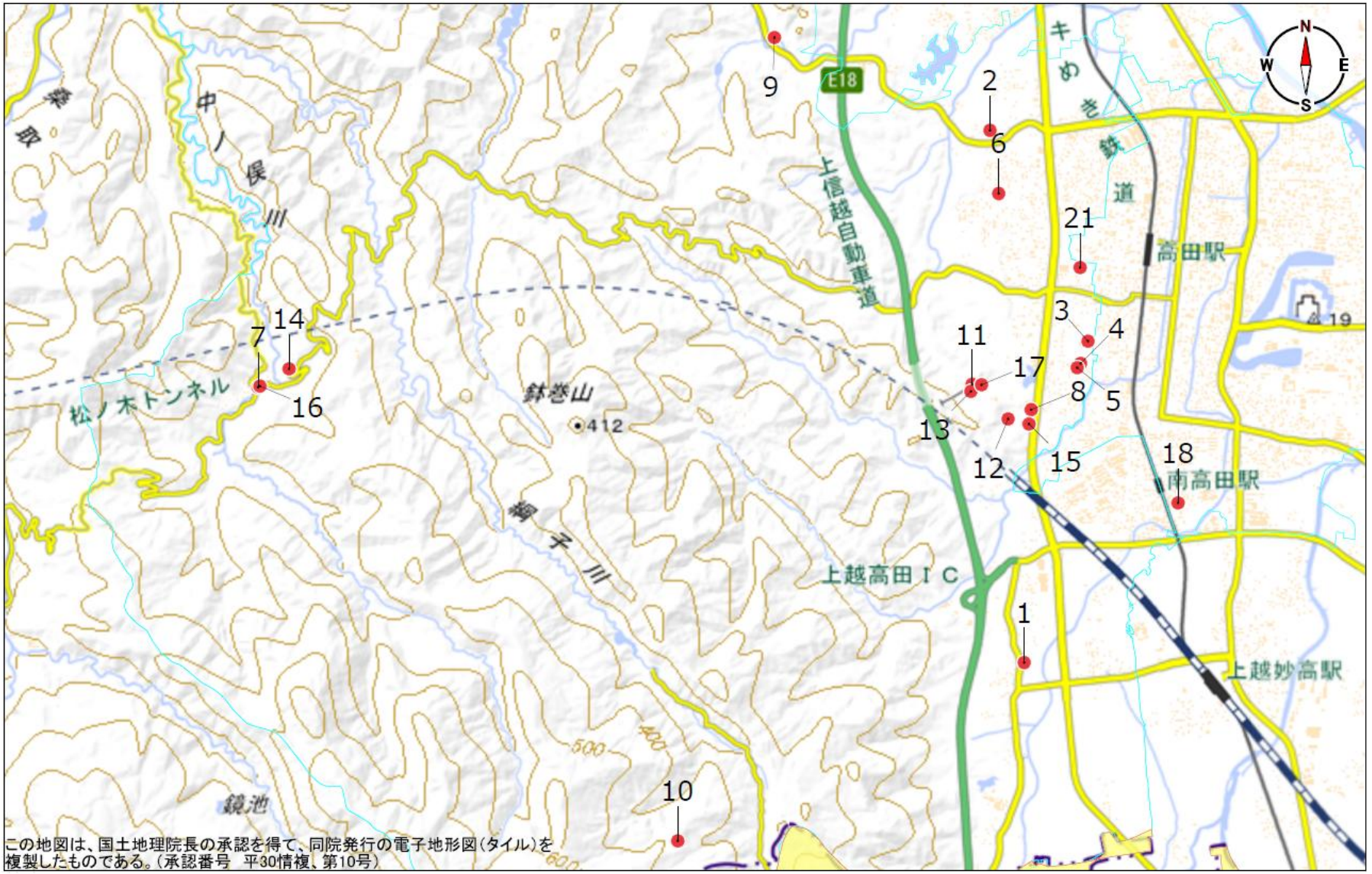
上越市 JOETSU CITY

1　施設毎の状況（令和7年4月1日現在）

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数/耐用年数	延床面積（㎡）	利用者数（人）	公費負担額（千円）	利用者1人当たり経費（円）	管理形態	取組方向
1	上越市立黒田小学校	小学校	コンクリ	39/47	3,337.00	146	25,753	176,390	直営	別の計画等
2	上越市立飯小学校	小学校	コンクリ	55/47	6,136.00	265	35,749	134,902	直営	別の計画等
3	上越市立高田西小学校	小学校	コンクリ	51/47	6,049.00	312	34,900	111,859	直営	別の計画等
4	高田西趣味の家	高齢者交流施設	木造	32/20	360.22	4,779	5,150	1,078	直営（業務委託）	現状維持
5	高田西ゲートボールハウス	屋内ゲートボール場	鉄骨	32/34	1,159.25	8,009	972	121	直営	現状維持
6	若竹寮	児童養護施設	コンクリ	11/47	1,693.77	38	245,548	6,461,789	指定管理	現状維持
7	中ノ俣診療所	医療機関	木造	36/24	104.10	234	4,874	20,829	直営	現状維持
8	ヨーデル金谷	飲食施設	鉄骨	26/31	400.20	23,891	6,069	254	指定管理	貸付又は譲渡
9	正善寺工房	農林水産業振興施設	鉄骨	26/38	449.52	4,309	6,509	1,511	直営（業務委託）	現状維持
10	南葉高原キャンプ場	キャンプ場	木造	27/34	633.73	9,508	8,125	855	指定管理	現状維持
11	金谷山スーパーボブスレー	観光・レク施設（その他）	–	42/40	0.00	10,204	15,059	1,476	直営（業務委託）	現状維持
12	バイシクルモトクロス場	観光・レク施設（その他）	木造	27/–	61.17	1,130	12,440	11,009	直営（業務委託）	現状維持

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数/耐用年数	延床面積（㎡）	利用者数（人）	公費負担額（千円）	利用者1人当たり経費（円）	管理形態	取組方向
13	金谷山リフト	観光・レク施設（その他）	コンクリ	43/40	117.43	10,687	19,318	1,808	直営（業務委託）	現状維持
14	地球環境学校（中ノ俣学習施設）	学習施設	コンクリ	34/47	888.00	3,927	16,125	4,106	直営（業務委託）	現状維持
15	金谷地区公民館	公民館	鉄骨	0/50	683.05	6,084	4,598	756	直営（業務委託）	移転
16	中ノ俣地区多目的研修センター	地区集会施設	コンクリ	44/50	335.35	1,106	191	173	指定管理	現状維持
17	日本スキー発祥記念館	博物館・文化歴史関係施設	コンクリ	33/50	698.79	2,724	7,742	2,842	直営（業務委託）	現状維持
18	市営住宅　中通住宅	市営住宅	コンクリ	27-37/47	5,066.39	108	-12,357	-114,417	直営	別の計画等
19	滝寺公園	農村公園	コンクリ	35/38	5.23	0	145	-	直営	別の計画等
20	中通町児童遊園	児童遊園	-	46/-	0.00	-	47	-	直営	別の計画等
21	寺町駐車場	無料駐車場	-	17/-	0.00	0	474	-	直営	別の計画等
	小計					87,461	437,431	5,001		

２　位置図



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号　平30情複、第10号）

基本情報に関する凡例①

上越市 JOETSU CITY

1　施設毎の状況

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数/耐用年数	延床面積（㎡）	利用者数（人）	公費負担額（千円）	利用者1人当たり経費（円）	管理形態	取組方向
1	●●●●	●●	●●	●/●	123,456.78	123,456	123,456	123,456	●●	●●

- 「施設カテゴリー」は、主に第4次上越市公の施設の適正配置計画に掲げる施設カテゴリーを使用
- 「構造」は、コンクリ・鉄骨・木造・ーを表記
 - コンクリ：鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）、補強コンクリートブロック造（CB造）。一部鉄骨造りを含む。
 - 鉄骨：鉄骨造（S造）
 - 「ー」：屋外ゲートボール場や野球場・ソフトボール場等、主な用途を備える建物がない施設
- 「経過年数」は、令和7年4月1日現在の施設の経過年数
- 「耐用年数」は、主な建物（構造物）の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」による耐用年数。屋外ゲートボール場や多目的広場・グラウンド等、主な用途を備える建物がない施設は「ー」と表記。
- 「利用者数」は、令和6年度の利用者数
 - 農村公園や休止施設等、施設の性質上、利用者数を把握できない施設は「ー」
 - 特定の人が通園、通学する施設は、令和7年5月1日現在の園児、児童、生徒数
 - 公営住宅や生活支援ハウス等、特定の人が居住する施設は、令和7年5月1日現在の居住者数
 - 霊園は、利用区画数
 - 斎場は、利用件数（火葬炉利用件数、動物含む）

基本情報に関する凡例②

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数/耐用年数	延床面積（㎡）	利用者数（人）	公費負担額（千円）	利用者1人当たり経費（円）	管理形態	取組方向
1	●●●●	●●	●●	●/●	123,456.78	123,456	123,456	123,456	●●	●●

- 「公費負担額」は、令和6年度の支出額（投資修繕等に係る経費を除いた維持管理経費）から収入額（投資修繕等に係る国庫補助金等を除いた額）を差し引いた額
- 「利用者1人当たり経費」は、令和6年度の公費負担額を利用者数で除した額
- 「管理形態」は、直営・直営（業務委託）・指定管理の別を表記
- 「取組方向」は、第4次上越市公の施設の適正配置計画（計画期間はR3年度～R12年度）で位置付ける施設の取組方向を次のとおり表記。また、「取組方向」において、適正配置計画の対象ではない小中学校や保育園等の施設は「別の計画等」と表記。
 - 現状維持：適正な維持管理を行い、活用すること
 - 廃止：施設の設置条例を廃止すること（公の施設ではなくなること）
 - 休止：施設（機能）の使用を一定の期間止めること
 - 貸付又は譲渡：施設を特定の利用者に貸し付けるか、所有権を民間又は地域等へ有償又は無償により譲り渡すこと
 - 用途変更：施設の設置目的を他の目的に変更すること
 - 後期に適正配置：計画後期（当初はR8年度～R12年度でしたが、R9年度～R12年度に変更しました）に適正配置を実施すること
 - 引き続き協議：取組の方向性を地域住民等と引き続き協議し方向性を決定すること

２　位置図

- 位置図上の番号は、「１　施設毎の状況」の表中のNo.の施設を表記している。
- 建物がない公園施設は、位置図を省略している。

資料№.２

市民の消火栓使用について（お知らせ）

上越市防災危機管理部危機管理課

市では、消火活動には、日頃からの訓練の積み重ねに加え、消防資機材の適切な維持管理が不可欠であり、これらが十分に整わない状況では、重大な人身事故等につながるおそれがあるため、これまで市民による消火栓を使用した消火活動は適当でないとしてきました。

一方で、市民の皆様の「自らの地域は自らの手で守りたい」との強い思いに報いるために、市民の消火栓使用についての今後の方針を下記のとおりとするとともに、安全対策に向けた留意事項等及び使用までの流れを整理しましたので、お知らせします。

【今後の方針】

市民の消火栓使用について、安全対策などを講じた上で、
「使用できる」こととします。

１　安全対策に向けた留意事項等

別紙１をご覧ください。

２　消火栓使用（訓練）までの流れ（フローチャート）

別紙２をご覧ください。

３　その他

町内会には、８月５日（水）の「町内会長まちづくりの集い」において説明しました。

安全対策に向けた留意事項等

別紙1

上越市 JOETSU CITY

留意事項

【消火訓練】
- 消火栓を使用した消火活動を安全かつ適切に行うため、町内会及び自主防災組織を実施主体とした消火訓練を年１回以上実施するものとする。
- 消火訓練に当たっては、必要に応じて市、消防局（消防署）及び消防団からの助言を受けるものとする。

【消火活動】
- 消火活動は、消火訓練を受けた者を含め、複数人で対応するものとする。
- 消防局（消防署）又は消防団到着後は、消火活動等を一旦停止し、消防局（消防署）等の指揮・命令に従うものとする。

【消防資機材】
- 消防資機材の調達及び管理は、町内会及び自主防災組織が自己の費用と責任において行うものとする。
- 町内会及び自主防災組織は、消防資機材を適正に管理するとともに、点検を年１回以上実施するものとする。

訓練・点検等の内容の例示

【消火訓練の例】
- 火災通報、避難誘導、交通誘導に関する訓練
- 消火栓の操作に関する訓練
- ホースの展張、結合及び離脱に関する訓練
- 筒先（ノズル）の結合、離脱及び操作に関する訓練
- 町内会及び自主防災組織内の連携・安全確保に関する訓練（放水始め・止めなどの声掛け、退避判断 ほか）



【消火栓を使用した消火活動の例】
- 逃げ道が確保されているなど、安全に消火活動ができる状況で行う。
- 消火栓を操作する人、ホースを展張、結合等する人、筒先（ノズル）を結合、操作等する人を決め、放水始め、放水止めなどの声掛けを行いながら、常に連携し行う。
- 消火活動の際は、火災現場周辺の環境や交通状況等に注意を払いつつ、事故や二次災害に注意し行う。

【消防資機材の点検例】
- ホースは使用できる状態か。
- 筒先（ノズル）は正常に作動するか。損傷はないか。 など

災害補償及び共済制度

- 火災現場において、民間の協力者が消防作業等に協力したことにより、死亡、負傷等した場合は、新潟県市町村総合事務組合が行う公務災害補償により補償される。
- 町内会及び自主防災組織が地域内で実施する訓練（消火訓練・避難訓練・防災訓練）に対しても、公益財団法人日本消防協会の防火防災訓練災害補償等共済制度の対象になる。　※対象となるためには「自主防災訓練等実施計画書」の提出が必要

消火栓使用（訓練）までの流れ（フローチャート）

別紙2

上越市 JOETSU CITY

市への相談

・市民が消火栓の使用を考えている場合、まずは危機管理課に相談
※消火栓を使用する場合、消火活動に必要な消防資機材の準備と定期的な訓練、複数人での対応が必要なことなどを伝える。

消防資機材の準備

・消火訓練に必要な消防資機材（消防ホース、筒先（ノズル）、ヘルメットなど）を、町内会及び自主防災組織で準備
※市では、消防資機材の調達及び管理に対する補助等は行わない。
消火訓練を実施する町内会及び自主防災組織が自己の費用と責任で準備を行う。

年１回以上、消防資機材の点検と消火訓練を実施

訓練計画の作成

・日時、場所、参加者を決める。
・必要に応じて、市や関係機関（消防団、消防署、ガス水道局、警察署など）等との調整を行う。

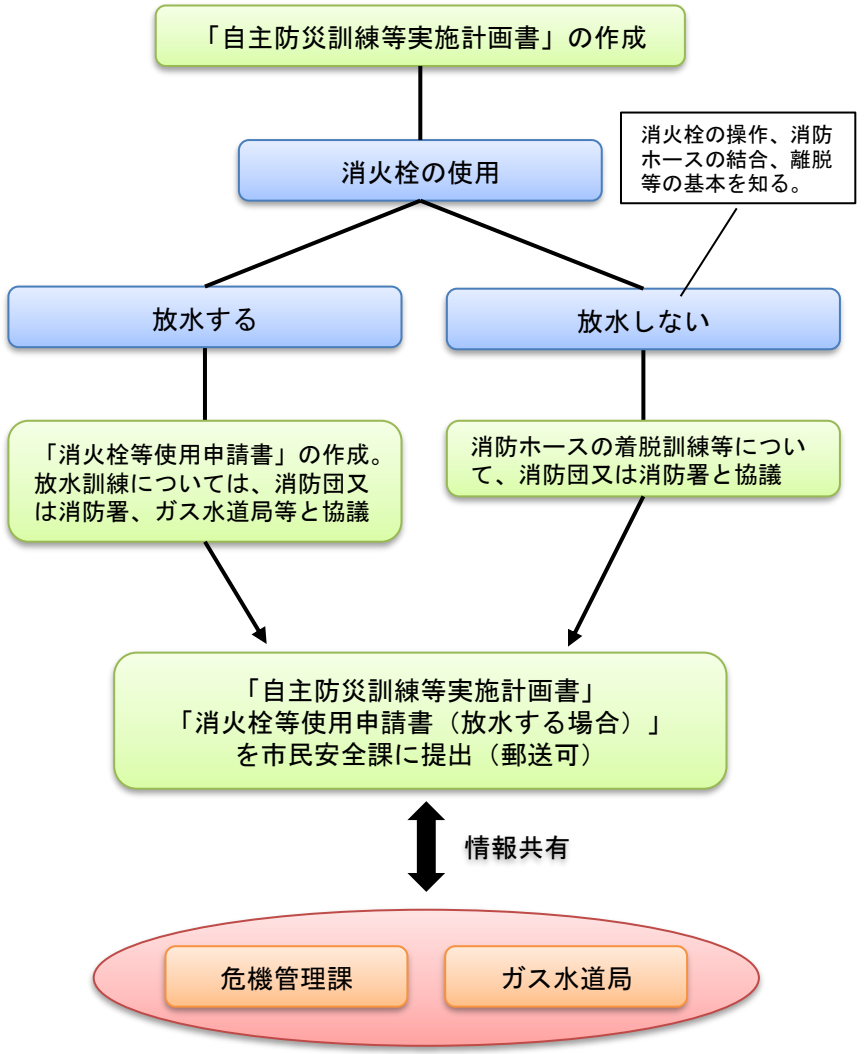
各種申請等

・「自主防災訓練等実施計画書」「消火栓等使用申請書（放水する場合）」を市民安全課に提出
・訓練に当たり道路を使用する場合、道路使用許可申請書を警察署に提出
※計画書及び各申請書は、訓練実施日の概ね2週間前までに提出

点検・訓練の実施

・訓練は、原則、消防団又は消防署が立会いの上、留意事項等を確認し、実施する。

■「自主防災訓練等実施計画書」の提出までの流れ



資料３

金谷山のこれからについて考える意見交換会について（案）

１　目　的　金谷区地域協議会の自主的審議事項「金谷地区振興プラン（仮称）金谷山アソビバ計画親子三代で遊びつくせ！！」の審議の参考とするため、関係者から意見をうかがう。

２　主　催　金谷区地域協議会

３　対　象　金谷区の団体と金谷区地域協議会委員
（団体）・金谷観光協会　・上越バイシクル協会　・さくら千本の会
・レルヒの会　・上越若者みらい会議　・ホタルの会
・上越アクティブスポーツ協会　・森の幼稚園てくてく

４　日　程　令和８年 10 月３日（土）午前 10 時～正午（予定）

５　会　場　金谷地区公民館　集会室１・２

６　その他　・事前に関係団体へ活動内容等についてのアンケートを行う。
（アンケートの内容案は下記のとおり）
・市観光施設課職員にも出席を依頼する。
・子育て世代の声を聞くため、できるだけ大勢の人に参加していただけるよう声かけする。

アンケートの内容（案）

① 団体名

② 代表者名

③ 会員数

④ 活動内容（いつごろ、どんなことを行っているか）
〇月　〇〇
〇月　〇〇

⑤ その他（金谷山について思うこと）